

# 令和5年 茨城町二十歳のつどい式典のお知らせ

町では、20歳になる方の健やかな成長と社会人の門出を祝い、二十歳のつどい式典を開催します。  
令和4年4月より成人年齢が20歳から18歳に引き下げになりましたが、町では**20歳になる方を対象に式典を開催します。**

- ▶日時 令和5年1月8日(日)  
※出身中学校ごとに2部制で開催します。  
午前10時～午前10時30分 明光中出身者  
午前11時30分～正午 青葉中出身者
- ▶場所 茨城町中央公民館大ホール
- ▶対象 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの方



**新型コロナウイルス感染症の状況により、日程や内容が変更・中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

## 二十歳のつどい式典実行委員

を募集します

令和5年茨城町二十歳のつどい式典に向けて、企画・運営を行う実行委員を募集します。  
お気軽に生涯学習課までお問い合わせください。

- ▶対象 令和5年茨城町二十歳のつどい式典の該当者
- ▶内容 企画検討、受付、誘導、司会、開式の言葉、謝辞、閉式の言葉 等
- ▶募集人数 明光中学校、青葉中学校の卒業生 各5名程度
- ▶申込方法 次の二次元コード・URLまたはメールにてお申し込みください。

### 二次元コード・URL



URL [【https://s-kantan.jp/town-ibaraki-ibaraki-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=31606】](https://s-kantan.jp/town-ibaraki-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=31606)

メールアドレス [【syou-gakubun@town.ibaraki.lg.jp】](mailto:syou-gakubun@town.ibaraki.lg.jp) まで送信。

※お申し込みの際は、①氏名(ふりがな) ②住所 ③電話番号 ④出身中学校を記載してください。

▶申込締切 9月9日(金)まで

【問合せ先】生涯学習課 社会教育グループ ☎ 029-240-7122 (直通)

# 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食料等の物価高騰による支出の増加の影響を勘案し、特別給付金を支給します。



## ■支給対象者

### 【ひとり親世帯分】

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ②公的年金等(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

### 【ひとり親世帯以外】(ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

- (1)令和4年4月の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税(均等割)が非課税の方
- (2)令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当を受給している方は20歳未満)を養育する父母等(令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります)
- (3)令和4年度の住民税(均等割)が非課税の方または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

## ■支給額

児童一人当たり一律5万円

## ■申請について

【ひとり親世帯分】①に当てはまる方 【ひとり親世帯以外】(1)に当てはまる方	申請不要・支給済です
【ひとり親世帯分】②、③に当てはまる方 【ひとり親世帯以外】(2)、(3)の両方に当てはまる方 申請期限：令和5年2月28日(火)必着	<b>申請が必要です。</b> 詳細はこども課までお問い合わせいただくか、町ホームページをご確認ください。

## ■給付金の支給日について

受理した書類を確認後、順次審査を行い、支給を決定します。振込までは1か月程度かかりますが、混雑状況により前後することがあります。あらかじめご了承ください。

【問合せ先】こども課 ☎ 029-240-7144 (直通)